

議案第74号 小松島市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例について

《廃止の趣旨》

当該条例の規定による貸付けは、既に終了しているため、これを廃止するもの。

小松島市住宅新築資金等貸付条例

昭和50年12月25日

小松島市条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）の居住環境の整備改善を図るため、当該地域に居住する者に係る住宅の新築若しくは改修又は住宅の用に供する土地の取得に必要な資金の貸付けを行い、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「住宅新築資金」とは、自ら居住する住宅の新築又は購入を行おうとする者に対し、この条例により貸し付ける資金をいう。

2 この条例において「住宅改修資金」とは、老朽化した住宅又は防災上、衛生上若しくは居住性上劣悪な状態にある住宅で、その改修により耐久性が増し、又は劣悪な状態が改善される見込みのあるものの改修をしようとする者に対し、この条例により貸し付ける資金をいう。

3 この条例において「宅地取得資金」とは、自ら居住する住宅の用に供するため、土地又は借地権の取得（当該土地又は借地権の目的となっている土地の造成を含む。）を行おうとする者に対し、この条例により貸し付ける資金をいう。

(貸付対象者)

第3条 住宅新築資金の貸付けの対象となる者は、前条第1項の者で次の各号に該当するものとする。

- (1) 本市の対象地域内に引き続き1年以上居住しているもの
- (2) 他の方法では必要な資金の貸付けを受けることができないと認め

られるもの

(3) 元利金の償還の見込みが確実であり、かつ、規則で定める連帯保証人2人を有するもの

2 住宅改修資金の貸付けの対象となる者は、前条第2項の者の次の各号に該当するものとする。

(1) 改修を行おうとする住宅の所有者又は改修を行おうとする住宅の居住者で改修を行うことについて正当な権原を有するもの

(2) 前項第1号及び第2号に該当するもの

3 宅地取得資金の貸付けの対象となる者は、前条第3項に規定するもので第1項第1号及び第2号の規定に該当するものとする。

(住宅又は土地若しくは借地権に関する基準)

第4条 住宅新築資金の貸付けに係る住宅（以下「貸付対象住宅」という。）又は宅地取得資金の貸付けに係る土地若しくは借地権（以下「貸付対象土地」という。）は小松島市の区域内に存しなければならない。ただし、特別の事情があるものとして市長が承認したときは、この限りでない。

2 貸付対象住宅又は貸付対象土地の規模は、規則で定める。

(貸付金の限度)

第5条 1の貸付対象者に対し貸付けることができる住宅新築資金、住宅改修資金及び宅地取得資金（以下「住宅新築資金等」という。）の金額は、規則で定める。

(貸付金の利率及び償還期限)

第6条 市が貸し付ける住宅新築資金等の利率は、年3.5パーセントとする。

2 貸付金の償還期限は、住宅新築資金及び宅地取得資金にあつては25年以内、住宅改修資金にあつては15年以内で、規則で定める期間とする。

(期限前償還)

第7条 市長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、定められた償還期限前に借受人に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。
- (2) 貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき。
- (4) その他不正な理由がなく、貸付条件に違反したとき。

(償還及び償還の猶予)

第8条 借受人は、貸付決定書に定められた償還期限までに所定の元金及び利子を市に償還しなければならない。

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においてやむを得ないと認められるときは、貸付金の全部又は一部の償還を猶予することができる。

- (1) 災害その他特別の事情により借受人が償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるとき。
- (2) 災害その他借受人の責めに帰することができない理由により、貸付金に係る住宅が滅失したとき。

(遅延金)

第9条 市長は、借受人が定められた償還期限までに貸付金の償還を怠ったときは、定められた償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を請求することができる。ただし、前条第2項各号の規定に該当すると認められるときは、この限りでない。

(住宅の建築義務)

第9条の2 宅地取得資金の借受人は、その貸付けを受けた日から起算して2年以内に貸付対象土地において自ら居住する住宅の建設に着手しなければならない。ただし、当該貸付対象土地を含む1団の土地に既に自ら居住する住宅が建設されているとき、又は特別の事情があるものとして市長が承認したときは、この限りでない。

(財産の処分制限)

第10条 借受人は、貸付金の償還前において、貸付金に係る住宅又は土地若しくは借地権を貸付けの目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第8号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の小松島市住宅新築資金等貸付条例第6条第2項の規定は、昭和55年4月1日以後に資金の貸付決定を受ける者から適用し、同日前に資金の貸付決定を受けた者又は既に資金の貸付けを受けている者に係る貸付金の処理については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年条例第2号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第23号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の小松島市住宅新築資金等貸付条例第6条第1項の規定は、昭和62年4月1日以後に資金の貸付決定を受ける者から適用し、同日前に資金の貸付決定を受けた者又は既に資金の貸付けを受けている者に係る貸付金の処理については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年条例第18号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の小松島市住宅新築資金等貸付条例第6条第1項の規定は、平成4年7月1日以後に資金の貸付決定を受ける者から適用し、同日前に資金の貸付決定を受けた者又は既に資金の貸付けを受けている者に係る貸付金の処理については、なお従前の例による。